

広域フロンティア漁場整備事業実施要領

平成 29 年 3 月 31 日付け 28 水港第 3318 号
知事宛て 水産庁長官通知

第 1 目的

我が国の沖合漁業生産量はピーク時から著しく減少し、また、水産資源の動向は多くが中位又は低位水準にあるなど厳しい状況が続いている。

このような中、これまで、国が施行する特定漁港漁場整備事業のうち漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる事業（以下「フロンティア漁場整備事業」という。）により沖合の水産資源の増大を図ってきたところであるが、フロンティア漁場整備事業の施行は、排他的経済水域内に限られているため、資源増大の効果が限定的になっており、より一層の効果の発現が求められているところである。

これらのことから、フロンティア漁場整備事業の保護・増殖効果を高め、沖合資源の更なる増大を図るため、フロンティア漁場整備事業を施行する区域と隣接、又は近接する海域において、都道府県等が実施するフロンティア漁場整備事業と一体的な漁場整備を推進する。

第 2 事業の内容

「広域フロンティア漁場整備事業」とは、フロンティア漁場整備事業及び国以外の事業実施主体が施行する第 4 の 2 の（2）に規定する事業が一体的に施行される事業をいう。

1 事業の対象

本事業の対象地区は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）フロンティア漁場整備事業が施行される海域及び第 4 の 1 に規定する国以外の事業実施主体が施行する第 4 の 2 に規定する事業が施行される海域により構成されていること。
- （2）国以外の事業実施主体が施行する漁場整備事業は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - （ア）フロンティア漁場整備事業の施行に係る区域に隣接し、又は近接する海域において施行されるものであること。
 - （イ）フロンティア漁場整備事業の対象とする水産動植物と同一の種類の水産動植物であって、その保護のための措置が講じられているものを対象とするものであること。

(ウ) 前記(イ)の水産動植物の資源増大に係る効果が認められるものであること。

2 事業の内容

(1) 計画策定

国は、対象地区においてフロンティア漁場整備事業と国以外の事業実施主体が施行する第4の2の(2)に規定する事業を一体的に施行するため、「広域フロンティア漁場整備事業基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定する。

(2) 漁場整備事業

対象地区において、対象とする水産動植物の更なる増大を図るため、国は、フロンティア漁場整備事業を施行するとともに、国以外の事業実施主体は、第4の2の(2)に規定する事業を施行する。

(3) モニタリング

国及び国以外の事業実施主体は、P D C A (Plan : 企画・立案、Do : 執行、Check : 評価・検証、Action : 反映) サイクルを踏まえた見直しのために必要となるモニタリングを行う。なお、モニタリングは、原則、3年以内とする。

第3 基本計画の策定

1 基本計画の内容

基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地区名

(2) 位置図

(3) 地区の概要

(ア) 地区の水産業の特徴

(イ) 整備対象漁場の現況

(ウ) 現状と課題

ア 対象とする水産動植物の分布と生態

イ 対象とする水産動植物の資源・漁獲動向

(エ) 対象とする水産動植物の対策の必要性

(4) 基本計画の基本方針

(ア) 基本計画の目的

(イ) 整備の方針

(ウ) 造成位置、施設の配置、構造物及び造成規模の考え方

(5) 計画の内容

- (ア) 事業実施主体、事業名、地区名、計画期間及び計画事業費
- (イ) 施設の種類・規模
- (ウ) 計画平面図

(6) 広域フロンティア漁場整備事業により見込まれる効果

(7) 基本計画の着実な推進に関する事項

- (ア) 地元・関係部局との調整・連携状況
- (イ) 基本計画の検証・評価に関する事項

(8) 環境との調和に関する事項

2 基本計画の策定

- (1) 基本計画は、水産庁長官が定めるものとする。なお、水産庁長官は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県に協議しなければならない。
- (2) 水産庁長官が基本計画を策定したときは、速やかに、これを関係都道府県に通知するとともに、公表するものとする。

3 基本計画の変更

水産庁長官は、次に掲げる場合は、基本計画を変更するものとし、変更する場合の手続は、第3の2の手続に準じるものとする。

- (1) 基本計画の基本方針に係る変更
- (2) フロンティア漁場整備事業に係る特定漁港漁場整備計画を法第19条第4項の規定に基づき変更したとき。
- (3) 国以外の事業実施主体が施行する事業のうち、特定漁港漁場整備事業のうち法第4条第1項第2号に掲げる事業にあつては法第17条第10項又は法第18条第4項の規定、水産環境整備事業にあつては水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第4の4の規定に基づき事業基本計画が変更されたとき。

第4 事業の実施

1 事業実施主体

本事業の事業主体は、国、都道府県、市町村又は水産業協同組合とする。

2 対象とする事業

- (1) 国が事業実施主体となる事業は、フロンティア漁場整備事業とする。

(2) 国以外の者が事業実施主体となる事業は、特定漁港漁場整備事業のうち法第4条第1項第2号に掲げる事業又は水産物供給基盤整備事業等実施要領に定める水産環境整備事業とする。

第5 国の助成

国は、予算の範囲内において、事業実施主体が本事業の実施に当たり必要な経費について、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

第6 国の助言及び指導等

国は、国以外の事業実施主体に対し本事業の実施に当たって必要な助言及び指導等を行うほか、所要の報告書の提出を求めることができる。

第7 本要領の適用

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

附則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

広域フロンティア漁場整備基本計画

1 地区名

※地区名は、「○○○（△△△）広域地区」とする。「○○○」は国による事業地区名を、「（△△△）」は関係都道府県等による事業地区名を記載。

2 位置図

位置図	
-----	--

3 地区の概要

地区の水産業の特徴	
整備対象漁場の現況	
現状及び課題	(対象とする水産動植物の分布と生態) (対象とする水産動植物の資源・漁獲動向)
対象とする水産動植物の対策の必要性	

4 基本計画の基本方針

基本計画の目的	
整備の方針	
造成位置、施設の配置、構造物、造成規模の考え方	

5 計画の内容

(1) 事業実施主体、事業名、地区名、計画期間及び計画事業費

事業主体	事業名	地区名・計画期間・計画事業費	備考
国	直轄特定漁港漁場整備事業 (フロンティア漁場整備事業)		

(2) 施設の種類の規模

事業主体	計画工事種目			対象生物
国				
整備対象漁場名	計画工事種目	単位	計画数量	備考

関係都道府県名	計画工事種目	所管	事業主体名		対象生物
整備対象漁場名	計画工事種目	単位	計画数量	備考	

※ 国、関係都道府県等別に記載。

※ 複数の海域（複数の整備対象漁場）で整備を行う又は行った場合には、適宜表を追加し、各海域ごとに記載。

※ 一海域内で複数の計画工事種目（複数の施行箇所）を整備を行う又は行った場合には、適宜行を追加。

※ 計画数量については、漁場整備面積（ha）等を記載。

(3) 計画平面図

--

6 広域フロンティア漁場整備事業により見込まれる効果

--

※ 本事業により見込まれる効果を全般的・網羅的に記入すること。フロンティア漁場整備事業と都道府県等が実施する漁場整備事業を一体的に実施することによる相乗効果を記入すること。

7 基本計画の着実な推進に係る事項

地元・関係部局との調整・連携状況	
基本計画の検証・評価に関する事項	
※ 事業の検証・評価等を行うための協議の場の設置状況、必要なモニタリング項目、評価手法、地元漁業者や関係部局等との調整状況等について記入すること。	

8 環境との調和に関する事項

--